

高浜3, 4号炉 高経年化技術評価に係る審査コメント反映整理表(低サイクル疲労)

資料①

No	日付	資料	ページ等	コメント内容	コメント対応	回答日	完了
1	7月24日	補足説明資料	21	環境疲労評価において余裕が小さい機器の対応について説明すること。（一次冷却材ポンプケーシング吐出ノズル、蓄圧タンク出口第2逆止弁弁箱等）	回答資料 高浜3, 4号炉-低サイクル疲労-1のとおり。	8月31日	8月31日
2	7月24日	補足説明資料	7-111	応力評価点の図において青枠が重なって、評価点が見えない部分について修正すること。	応力評価点の図を修正する。 [補足説明資料 P.7-111]	8月31日	8月31日
3	7月24日	補足説明資料	7	表2の対象部位の選定理由について上部蓋は建設時工認評価部位となっている。上部蓋は取替工事が行われているが評価部位の変更はないのか、説明すること。	回答資料 高浜3, 4号炉-低サイクル疲労-3のとおり。	8月31日	8月31日
4	7月24日	補足説明資料	4-1	RVのクラッドの現状保全として実施している、目視確認の具体的な方法と結果を説明すること。加えて、目視確認において、どの程度の範囲を確認できているかを示すこと。	回答資料 高浜3, 4号炉-低サイクル疲労-4のとおり。	9月27日	9月27日
5	7月24日	補足説明資料	17、21	環境疲労評価手法による疲労累積係数の解析において、クラッドに傷がない原子炉容器では炉内計径筒の0.002が最大値であるが、21頁に記載の評価対象機器では疲労累積係数が高い部位が複数記載され、その中で上記のスイング逆止弁の他、例えば一次冷却材ポンプケーシング吐出ノズルは0.765である。環境疲労評価手法で高い値を示す機器・部位が補足説明資料に記載の代表機器に選ばれなかった理由について説明し、補足説明資料に記載すること。	何れの機器においても、「3.2評価手法」に示す評価フローおよび適用規格、ならびに「4.1健全性評価」に示す過渡条件の設定は同様であり、応力解析の荷重条件は別紙7に各機器毎に記載していることから、「3.1評価対象」に記載しているとおり、プラント安全上最も重要な「原子炉容器」を補足説明資料上の代表機器としている。	8月31日	8月31日

高浜3, 4号炉 高経年化技術評価に係る審査コメント反映整理表(低サイクル疲労)

No	日付	資料	ページ等	コメント内容	コメント対応	回答日	完了
6	7月24日	補足説明資料	23	一次冷却材ポンプケーシング内面の目視点検 (VT-3)において、検査範囲/頻度は100%/7年 (1台) の記載があるが、この記載の意味するところについて説明すること。	維持規格に基づきクラス1機器供用期間中検査として実施しているものである。 一次冷却材ポンプ計3台のうち1台について、7年を超えない間隔で検査を実施している。	8月31日	8月31日
7	8月31日	審査資料	11	過渡項目「制御棒クラスタの落下」の2019年度末時点の回数が「0」となっているが、補足説明資料上は「1」である。どちらが正しいか。	「1」が正しい。審査資料のP. 11を「1」に修正する。 [審査資料 P. 11]	9月27日	9月27日
8	9月27日	補足説明資料	1-7	表1 微小過渡の項目にある α について、説明すること。	補足説明資料別紙1に追記する。 [高浜3号炉 補足説明資料 別紙1-7~1-9] [高浜4号炉 補足説明資料 別紙1-7~1-11]		
9	10月10日	審査資料	26	スイング逆止弁について、PLM30から過渡回数を変更したことによる評価への影響を補足説明資料に記載すること。	補足説明資料の別紙10を追加し記載する。 [高浜3号炉 補足説明資料 別紙10]		
9-1	11月9日	補足説明資料	10-3	一部過渡のピーク応力が高いことの説明を記載すること。	補足説明資料の別紙10に追記する。 [高浜3号炉 補足説明資料 別紙10]		
10	10月10日	審査資料	26	PLM30から評価方法を変更した内容があれば補足説明資料に記載すること。	補足説明資料の別紙11を追加し記載する。 [高浜3号炉 補足説明資料 別紙11]		